

## 金融庁

## アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価  
 評価時期：平成23年3月  
 評価者：金融庁

詳細：<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

## 政策等の内容

アジアの新興市場国の金融監督当局者に対して、金融庁の担当者及び金融業界（銀行・証券・保険）の専門家等から金融行政に関する講義等を実施した。

## 評価結果の概要

## ◆総合評価

世界的な金融危機の影響を受けたアジア途上国への支援に迅速に取り組み、研修で得た結果を具体的に活用したいとの回答をアンケートで得たことは、アジアの国の金融行政の発展等に一定の効果を上げたと評価できる。

## ◆必要性

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に監督する立場（integrated regulator）から、日本の経験や国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融監督当局との連携強化に努めている。このことは、アジアにおける日本の金融機関の事業活動に資するものである。金融の国際化・一体化が急速に進展する中、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、日本を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっている。

## ◆有効性

アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援事業の参加者に対し、事後アンケート調査を行った。その結果、回答者の概ね7割以上から、研修で得た結果について「同僚と情報共有

を行い、具体的に活用する」もしくは「日本の制度を活用したい」などの回答を得た。

〈アンケート結果〉

・保険監督者セミナー：75%

・証券監督者セミナー：100%

※銀行監督者セミナーについては、東日本大震災の影響にかんがみて開催を中止した。

## ◆効率性

過去に行った各種調査結果（例えば、実務や制度等についての講義だけではなく、ケーススタディーの要請やセミナーの開催等）に基づいて企画立案を行うことで、必要な情報をセミナーで紹介できるように行った。

## 教訓・政策への反映・対応策

本件研修が「実際の業務に役立っている」、もしくは「具体的に活用したい」との回答を得ていることから、今後とも実務に焦点を当てた研修を実施する。



「証券監督者セミナー」（2011年3月、東京）



「保険監督者セミナー」（2011年2月、東京）

詳細：[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000079328.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000079328.pdf)

## 政策等の内容

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献という目標の達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、情報通信技術（ICT）分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた日本のICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び日本のICT企業の海外展開支援を図る。

## 評価結果の概要

### ◆総合評価

二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、平成21年度中にICT先進国である米国や韓国等と連携を強化した。さらに、成長著しいインド、中国、南米諸国、ASEAN諸国等と協力を推進する枠組みに合意した。これらことから、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしているものと評価できる。また、海外への情報発信、セミナー・シンポジウムの開催等を戦略的に取り進めること等により、重点3分野（地上デジタル放送、次世代IPネットワーク及びワイヤレス）における日本のICT産業の海外展開支援を効率的に推進している。

### ◆必要性

二国間・多国間の政策協議は、日本のICTの発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、国際電気通信連合、アジア太平洋電気通信共同体などの国際機関において、ICT分野における課題解決に向けた取組が進められていることから、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。

また、日本のICT産業が国際市場に進出するための環境の整備を行うためには、政府が相手国の政策・規制当局に対して日本の優れた技術が採用されるように戦略的に働きかけることが必要である。このため、海外普及支援等の一層の推進や国際標準化に向けた取組支援を行う必要性がある。

### ◆有効性

二国間・多国間の政策協議、国際機関等会議への参画及び意見交換を実施することにより、円滑な国際関係の構築につながるとともに、日本のプレゼンス向上が実現した。

また、各種国際協力施策を進めることで、ICT分野の国際展開支援につながっている。さらに、途上国の社会・経済に対応したモデルシステムを構築し、当該国の政府機関等に対して、その「見える化」を実現することは、我が国システムの導入促進に有効である。

### ◆効率性

ICT分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修を実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築の実現を図っている。ICT国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めている。また、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。

## 教訓・政策への反映・対応策

国際機関等を通じた多国間関係における取組については、引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための強調及び貢献に引き続き取り組む必要がある。日本のICT産業の国際展開を戦略的に取り進めるためのセミナー・シンポジウム開催との関連も考慮した上で、より効率性を高めるために、協議相手国を改めて検討すべきである。したがって、二国間の協力については、日本のICT企業の国際展開支援活動との関連も考慮し実施するとともに、引き続き多国間枠組みにおける国際会議等への参画、貢献を行っていく。

ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、ICT重点3分野における重点的な取組を行うなど、成果が上がっている。更なる成果を上げるためには、複数の施策による総合的な展開の必要がある。したがって、海外に対する情報発信を強化するとともに、国際展開支援のために戦略的な重点地域を指定した活動等の施策を展開していく方向性で見直しを行う。

## 備考

当該施策は、一部にODA事業を含む。

詳細：[http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou\\_hyouka\\_hyouka01-03.html](http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html)

### 政策等の内容

国際協力を推進するため、国際連合（国連）に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供する。

### 評価結果の概要

#### ◆総合評価

本施策の実施により、支援対象国における刑事司法の健全な発展と日本及び支援対象国間の相互協力の推進に貢献したと考えられる。また、基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、支援対象国の市場経済の発展等に寄与するものと考えられる。これらはいずれも、日本と支援対象国との信頼の醸成、ひいては国際社会における日本の地位向上にも貢献するものであり、有効であった。

#### ◆必要性

本施策の協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、円滑な経済活動の促進等の観点から、日本の国益にも合致しており、必要性があるといえる。

#### ◆有効性

本施策による研修及び調査研究については、国際研修・セミナー等の参加者から高い評価を受けており、国際協力を推進する上で、効果上げたものと評価できる。また、「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」では、同地域内の各国が今後取り組むべき課題を示す勧告を採択したほか、共催機関であるフィリピン司法省との間で緊密な関係を構築することができたことから、有効であった。さらに、国際会議に参加することで得られた情報や人的ネットワークは、今後の国際研修等の遂行に活用できるとともに、日本の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効であった。

#### ◆効率性

ベトナム、カンボジア等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者

である。適切な対象者に研修等を実施したことにより、中国において平成22年10月に日本が起草支援をした涉外民事関係法律適用法が成立したほか、平成23年3月にはベトナムにおいて、民事訴訟法の改正法が成立するなどした。このように、研修、研究の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映され、費用に見合った効果を上げることができた。

### 教訓・政策への反映・対応策

国連に協力して行う研修・研究及び調査については、国連との協定や、キャパシティ・ビルディング（能力向上）支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月、東京会議）等も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、日本の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。



国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研/UNAFEI）での第146回国際研修（2010年8～10月、東京）



アジ研での「第13回汚職防止刑事司法支援研修」（2010年10～11月、東京）の開講式

詳細: [http://www.mof.go.jp/about\\_mof/policy\\_evaluation/mof/index.html](http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/index.html)

## 政策等の内容

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、各国の発展段階や経済構造に応じた適切な経済社会制度の設計及び運営を行う必要がある。財務省は、財政金融分野や関税・税関行政分野等の制度や政策について、人材育成支援や制度・政策支援を実施し、国際協力の推進に積極的に取り組む。

## 評価結果の概要

財務省は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップを実施している。平成22年度において、例えば以下の支援を行った。

- フィリピンに対する財政金融分野の技術協力
- 財政経済長期セミナー
- 世界税関機構 (WCO) / 日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣

支援の実施にあたり、相手国政府の政策・実務担当者、進出する日系企業及び日本の在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施した。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施した。

このように、平成22年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組んだ。

なお、研修・セミナー参加者へのアンケート調査では、回答者の98%以上から「非常に有意義」または「有意義」との回答が得られた。

## 教訓・政策への反映・対応策

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、進出する日系企業及び日本の在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行う。また、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めていく。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、日本の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力を積極的に取り組んでいく。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引き続き、日本の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行、アジア開発銀行の現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努める。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいく。また、WCOに対して、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進する。

詳細：[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/policy\\_evaluation/mof/index.html](http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/index.html)

## 政策等の内容

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、MDBsの活動に積極的に貢献する。さらに、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。

## 評価結果の概要

財務省は、MDBsの主要株主として、国際開発金融機関が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念やODA政策を適切に反映させるよう努めている。平成22年度においては、各MDBの増資及び改革にかかる多くの国際的な議論が行われ、財務省は、これらの議論に積極的に関与・貢献した。

また、各MDB本体への出資に加えて、各機関に日本信託基金を設け、融資にはなじまない小規模の貧困削減プロジェクトの実施、途上国への政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けて取り組んでいる。平成22年度は、例えば右表に示すプロジェクトなどが承認された。

さらに、財務省は、日本の二国間による支援の効率性・有効性を高めるため、MDBsと協調・連携した途上国への資金協力を行っている。

このように、国際社会の援助ニーズに対応し、MDBsの活動に積極的に貢献するとともに、MDBsの知見を活用しながら効果的な援助を実施することができた。

## 教訓・政策への反映・対応策

MDBsについては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、日本の支援の効果・効率を増大させる。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していく。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介する。

平成22年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例

MDB	プロジェクト名	対象国	承認額
世界銀行	乳幼児に対する栄養状態改善プロジェクト	ベナン	約300万ドル
	聴覚障害児及びその家族に対する社会生活支援プロジェクト	ベトナム	約300万ドル
	貧困農家に対する農業生産性向上プロジェクト	ナイジェリア	約300万ドル
アジア開発銀行	旧紛争地域における灌漑用水路・農業道路の復旧及び農業技術支援プロジェクト	スリランカ	250万ドル
	高等教育機関の統廃合及びガバナンス向上支援	モンゴル	40万ドル
	都市上下水道整備にかかる政府機関の能力開発プロジェクト	ベトナム	200万ドル

詳細：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm)

### 政策等の内容

国際協力の推進を図るため、日本の大学における知的リソースを整理・活用して国際協力に関する情報提供等の知的貢献を行う。また、国際機関へ事業委託等を行い国際的な取組にも貢献する。

### 評価結果の概要

文部科学省は、「国際協カイニシアティブ」を実施し、日本の大学の知見を活用した国際協力の推進に取り組んだ。同事業は、文部科学省行政事業レビュー「公開プロセス」の結果を受けて、平成22年度限りで廃止と決定した。これを受けて、毎年度実施する「政策評価」と「個別事業の評価」に加え、事業総体の「総括評価」（全事業実施者へのアンケート調査と本事業の採択・評価を担当する有識者から成る第三者委員会による現地調査）を実施した。

#### ◆総合評価

「国際協カイニシアティブ」だけで社会に大きな貢献が出来る訳ではないが、大きな貢献が出来る「芽」を育てる役割を果たした事業であるとの評価結果となった。従って、本事業の実施を通じて、大学の知見を活用することで国際協力の充実を図る取り組みについて一定の成果が得られたものと評価できる。

#### ◆必要性

教育・研究機関である大学には数多くの有益な知見が存在しているが、これらを国際協力の場で有効活用するためには、実務的に活用可能な形に整理する必要がある。

#### ◆有効性

平成19年度から、大学に散在する数多くの知見の中から国際協カイニシアティブに活用できる知見を抽出した。その際、実務的に活用可能な形に整理したモデルとして提示する「国際協カイニシアティブ」を実施し、限られた資金と人的資源を集中的に活用して国際協力の質向上・取り組みの拡大に取り組んだ。平成22年度は11大学が13事業を実施した。事業成果はHPで公開し、国内外から参照されている（月平均2万5千～3万アクセス）。

#### ◆効率性

教員の熱意・発案・人間関係等を基礎として事業が形成されていることから費用対効果の高い案件形成手段となった。（人件費で見た場合、本事業では事業実施者である大学教員の人件費は事業費に計上出来ない（所属大学より給与が支給されるため）設計となっている。同規模の事業を国際開発コンサルタント等を用いて実施した場合には4倍程度の人件費を要すると試算される）。一方で、各地で多様・小規模な活動を行うことから、事業全体としてインパクトが見え難いという問題点が指摘された。

### 教訓・政策への反映・対応策

上述のとおり、「国際協カイニシアティブ」は平成22年度限りで廃止と決定した。今後は、「公開プロセス」での指摘も踏まえ、個別大学による個別事業レベルでの対応に留まらず、政府として対応していくべき事項について、より戦略的に文部科学省における国際協力の推進方策について検討する会議を設置する。同会議での検討に当たっては、「国際協カイニシアティブ」を通じて蓄積した知見や形成した大学間ネットワークの有効活用を図っていく。

### 備考

「国際教育協力アーカイブス」

<http://e-archive.criced.tsukuba.ac.jp/>

詳細：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm)

## 政策等の内容

諸外国との人材交流等を通して、国際社会で活躍できる人材を育成し、帰国後の効果の波及をサポートするとともに、諸外国の人材養成に貢献し、日本と諸外国との相互理解と友好親善に資する。

## 評価結果の概要

◆総合評価：「留学生30万人計画」実現のため関係省庁とも連携を図りながら留学の動機づけから大学などや社会での受入れ、就職など卒業・修了後の進路に至るまで体系的に施策を実施した。これにより、日本の留学生数は過去最高に達するとともに、文部科学省による日本人学生の海外派遣への支援も拡充しており、留学生交流の充実度合いは概ね向上したと評価できる。

◆必要性：以下の観点から、引き続き推進に努める必要がある。

- (1) 諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成,
- (2) 国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現,

(3) 日本の大学等の国際化、国際競争力の強化,

(4) 国際社会に対する知的国際貢献

加えて、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」は、日本のグローバル戦略を展開する一環として位置付けられており、その実現が求められている。

◆有効性：関係6省により策定した「留学生30万人計画」骨子に基づき、関係省庁・機関との連携強化を図ることにより施策の効果を高めた。

◆効率性：国費外国人留学生制度における複数奨学金単価の設定、私費外国人留学生等学習奨励費における月額単価の見直し及び成績基準の厳格化を行うなど見直しを図り、効率性を高めた。

## 教訓・政策への反映・対応策

2020年までに、日本人学生等30万人の海外交流及び質の高い外国人学生30万人の受入れを目指し、学生の双方向交流の推進に向けた事業の充実に努める。

## 備考

本件施策は、非ODA事業も含む。

## 厚生労働省

### 国際機関の活動への参画・協力を推進すること：国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価  
評価時期：平成22年8月  
評価者：厚生労働省

詳細：<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>

#### 政策等の内容

国際労働機関（ILO）への任意拠出を通じて、ILO 専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

- (1) アジア雇用セーフティネット整備支援事業
- (2) ASEAN 地域における健康確保対策事業
- (3) 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業
- (4) アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に関する事業

#### 評価結果の概要

##### ◆総合評価

全体として、ILO を通じた協力については、日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会への貢献及び国際化時代にふさわしい厚生労働行政の推進に向けて、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

##### ◆必要性

社会セーフティネットの整備による、アジア諸国における低所得者層の底上げと消費の拡大は、被援助国のみならず、日本経済の持続的成長のためにも必要不可欠である。

##### ◆有効性

日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況は、ILO アジア太平洋地域総局（ROAP）の作成する報告書によれば、良好な成果を収めたことが分かっている。

##### ◆効率性

年1回のILO との年次協議において、アジア地域の援助ニーズを把握し、プロジェクト内容の見直しを適宜行っている。また、プロジェクトの実施期間（概ね3年間）終了時には、プロジェクト存続の必要性を検討し、所期の目的を達成した事業は終了している。

#### 教訓・政策への反映・対応策

東アジア共同体構想及び新成長戦略にも明記されたアジア地域における社会セーフティネットの構築支援を進めるため、この施策の一層の充実・強化を図っている。

### 国際機関の活動への参画・協力を推進すること：世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価  
評価時期：平成22年8月  
評価者：厚生労働省

詳細：<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>

#### 政策等の内容

##### (1) 拠出金事業による技術協力事業

この事業は、世界各国が抱える保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対し、それらを解決するための一助となること、及び世界的な健康脅威に対し協力して対処することを目的とする。日本に蓄積されている高度な技術を活用し、世界保健機関（WHO）を通じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施する。

##### (2) 開発途上国におけるエイズ対策の推進

日本の高いエイズ治療技術等を用いて国際貢献を行うため、国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、特に開発

途上国におけるエイズの治療、予防等に係る保健医療システムの強化等に対する支援を行う。これにより、世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。

#### 評価結果の概要

##### ◆総合評価

保健医療、公衆衛生等における国際機関を通じた協力については、日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献するだけでなく、日本の施策の検討や制度の安定等に資するものである。このため、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

#### ◆必要性

近年、国際社会において保健医療・公衆衛生分野における諸課題の重要性が高まっている。これらに対して各国が協力することにより、たとえば、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対応することが可能となっている。これは日本の感染症対策の実施の上で重要である。また、開発途上国の安定的・持続的な経済発展の基盤となる保健医療水準の向上に寄与することにより、その国の開発・発展にも貢献することとなる。

#### ◆有効性

保健医療、公衆衛生分野において、日本は長年の経験を有している。東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、日本の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。

#### ◆効率性

現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた日本の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものである。また、WHOの専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。

#### 教訓・政策への反映・対応策

---

当該施策は、国際社会へ貢献するだけでなく、日本の施策の検討や制度の安定等に資するものであり、今後もこの施策への取組を続けていく必要がある。

#### 備考

---

当該施策は、一部にODA予算を含む。

### 政策等の内容

国際林業協力関係以外の農業及び水産分野における国際協力は、平成22年度以降、政策分野「総合的な食料安全保障の確立」を達成するための施策「国際的な食料の供給不安要因への対応」の一環として位置づけられている。

2050年には世界人口が90億人を超え食料生産を現在よりも70%増大させる必要があると推測されるなか、2008年のG8洞爺湖サミット以降、G20サミットやAPEC食料安全保障担当大臣等の国際会議において、世界の食料安全保障は国際的課題の中心であると認識されている。2011年6月のG20農業大臣会合においても、持続可能な農業生産拡大と生産性向上の必要性が認識された。

これらのことから、農林水産省では、開発途上国の実情やニーズに即して、我が国の技術・ノウハウを活用し、開発途上国における基礎調査や、生産拡大・生産性向上のための技術開発・普及を行っている。また、国際機関を通じた研究開発や食料安全保障に係る国際的な体制整備等の支援等も通じて、今後も国際的な食料の供給不安定要因に積極的に対応していく。

### 評価結果の概要

本分野は評価対象期間を複数年としており、最終的な評価結果は平成24年度以降に取りまとめられる予定。

### 備考

本政策は、非ODA事業も含む。



プロジェクト実施前



マダガスカル共和国東岸部における底魚漁法の指導



アフリカにおける稲作等普及事業  
農民自らによる水田開発等を支援



プロジェクト実施後の田植え

※本ページの写真はいずれもWFP提供。

## 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価に基づく評価

評価時期：平成23年8月

評価者：農林水産省

詳細：<http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/index.html>

### 政策等の内容

本政策は、森林・林業分野の国際的な技術協力などによって、開発途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組を推進することを目的とする。

近年の国際議論においては、開発途上国の森林減少・劣化の問題が重要課題として位置づけられている。農林水産省は、このような国際議論の動向や、相手国カウンターパートのニーズ等を踏まえつつ、各国、国際機関、NGO等との連携の下で、荒廃地植林等の技術開発、NGO等の海外植林活動に関する情報整備、人材育成、森林資源管理体制の強化支援等を推進する事業を実施している。また、関連各国の政府機関やNGO等の関係者が参集する国際会議の開催、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）が実施するプロジェクトへの資金拠出を行っている。これらの取組を通じ、本政策が目的とする開発途上国等の持続可能な森林経営の推進を図っている。

### 評価結果の概要

#### ◆総合評価

各事業について、事業目標の達成度等について相手国の関係者を対象とした4段階評価のアンケート調査を実施し、その平均が毎年度3.5以上となることを目標値として設定した。その結果、平成22年度の達成状況は3.8（109%）となり、相手国から見て一定の事業効果があったことが推察される。

#### ◆必要性

違法伐採や森林減少が開発途上国等で依然として進んでいる中、我が国として技術協力等を通じ、相手国の政府や民間レベルでの森林保全・回復等の取組に貢献するため、CDM（ク

リーン開発メカニズム）植林プロジェクトの拡大、違法伐採防止のための法令遵守等を推進し、世界の持続可能な森林経営の推進に取り組むことが必要である。

#### ◆有効性

世界の森林減少・劣化が進行している中、開発途上国等における持続可能な森林経営に対して、我が国の有する森林の整備及び保全等に関する知識及び経験をもって協力することは有効である。

なお、これらの協力活動の結果として、気候変動などグローバルな環境問題の解決に関し、我が国が十分な責務を果そうとする取組姿勢を示すこととなり、開発途上国等をはじめとする諸外国からの信用が深まることになる。

#### ◆効率性

事業目的の達成が見込まれる事業は前倒しで終了するとともに、継続事業については、既に得られた成果の普及と実施対象国の重点化を図るとともに、事業成果の定着を図るためのフォローアップ研修を行うなど、効果的な事業実施に取り組んだ。

### 教訓・政策への反映・対応策

引き続き本施策により、グローバルな環境問題の解決や違法伐採の防止による秩序ある木材貿易の推進を図る。このため、国内林業の健全な発展に寄与することを念頭に置きながら、政府のみならず、国民、民間企業、NGO等幅広い参加を得て、国内外の森林の利用や保全をバランスよく進めていくための枠組づくりや、協力体制の整備を推進していく。

### 備考

当該施策は、非ODA事業も含む。

詳細：[http://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/22fy-seisakuhyouka/13.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/22fy-seisakuhyouka/13.pdf)

## 政策等の内容

### ●産業・物流インフラ整備

アジアにおける産業・物流インフラの整備を実現し、日本企業の投資環境整備及び日本の技術や製品のアジアでの「標準化」を目指す。

### ●制度インフラ構築

開発途上国の貿易・投資活性化のため、日本の経済・社会システムや技術・ノウハウ等の育成・共有を促進させる。

### ●産業人材育成の強化

民間企業等の経営者や技術者に対する専門家派遣や研修を実施する。

## 評価結果の概要

経済産業省は、東アジアを重点地域として、当該国の発展段階やニーズに応じながら、人材育成や制度構築支援などのソフト面での経済協力や、円借款又は民活プロジェクトのための案件形成調査によるハード面での経済協力を実施してきた。その結果、内外から多くの民間投資が行われ、当該国・地域の経済発展に大きく貢献してきた。加えて、これらの経済協力は、相手国との外交関係強化や経済発展基盤の整備にもつながるため、その波及効果は大きいと考えられる。

産業・物流インフラ整備の促進については、円借款供与額を高水準に維持している。また、円借款案件形成調査結果(円借款要請等の具体化率)も、プロジェクトの進捗により年度による変動はあるものの、一定の水準(平成16年度～平成



現地縫製工場における専門家による経営改善指導

21年度の平均では40.5%)に到達している。従って、本政策が一定の成果を収めていると考えられる。

制度インフラの構築支援については、短期間で成果があがる性質のものではないため評価が困難であるが、あらかじめ設定した技術協力資源の投入計画に沿って着実に研修、専門家派遣、実証事業等を実施することにより、日本の産業発展を支えた制度等を普及している。

産業人材育成の強化については、景気後退の影響等にも関わらず、受入研修生数や専門家派遣者数は底堅い水準を維持しており、研修生満足度も高い水準を維持できている。このことから、本政策が一定の成果を収めていると考えられる。

## 教訓・政策への反映・対応策

途上国及び日本の企業のニーズを踏まえ、日本の経済発展の支えとなった技術や知見・経験を活用し、引き続き、産業・物流インフラ整備や、制度インフラ整備、産業人材育成を総合的かつ着実に実施する。特に、(1)アジア地域のインフラ開発事業への日本企業の参画の促進、(2)アジアの広域経済圏の開発支援、(3)官民連携(PPP; Public Private Partnership)の推進、(4)日本への資源・エネルギーの安定供給確保、(5)途上国の地球環境問題への対応支援に重点を置き、円借款の案件形成や技術協力を戦略的に進める。

次に、途上国の経済発展レベルや産業発展の段階を踏まえ、経済協力の内容・重点がそれぞれ異なることに留意しつつ、各経済協力ツールの選択と集中を行い、効果的、効率的に組み合わせることで、本施策の費用対効果を維持・強化していくこととする。

上記の他、新たなマーケットへの日本企業の進出支援として、将来のボリュームゾーン(最も購買力を持つ中間所得層)としても期待される途上国の低所得階層(BOP; Base of the Economic Pyramid, 所得人口構成ピラミッドの底辺層)を対象とし、ビジネスと社会課題解決の両立を目指すBOPビジネスについて、経済協力事業を有効に活用しつつ、日本企業等の取組を支援する。

# 国土交通省

## 国際協力, 連携等の推進

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価  
評価時期：平成23年3月  
評価者：国土交通省

詳細：<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

### 政策等の内容

本政策は、良好な国際関係を構築するため、相手国との多国間・二国間会議、政策対話等を継続的に実施するものである。また、開発途上国においては、社会基盤の整備や交通政策の展開等による自立的発展を促進するため、研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進する。

### 評価結果の概要

#### ◆総合評価

年々減少するODA予算や東日本大震災の影響もあった一方で、工夫しながらより効果的に事業を実施し、昨年と同程度の国際会議開催等、一定の効果を上げたと評価できる。

#### ◆必要性

途上国の社会経済の成長のためには、安全・安心な社会の構築が不可欠であり、関係国が連携して喫緊に取り組まなければならない課題である。この課題を解決するため、途上国に対して国際協力支援等を実施する必要がある。これら支援は、二カ国間の信頼関係の構築にも資する。

#### ◆有効性

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、ここ数年で増加傾向にある。平成22年度は、東日本大震災の影響で実施出来なかった事業もあるなかで、指標であるプロジェクト件数は、ほぼ前年同様の数値となっている。また、

日ASEAN交通大臣会合やアジア太平洋インフラ担当大臣会合をはじめとした会議やセミナー、研修等を継続的に開催することで、各国との協力・連携を一層強化している。以上のことから、本政策は非常に有効であった。

#### ◆効率性

これまで蓄積された知見・ノウハウを活かし、年々減少する予算の中で、より少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ政策を実施してきている。また、国際情勢等を考慮しつつ、国内外の関係省庁・機関と連携し、相手国等のニーズをよりの確に踏まえた効率的な施策（事業）の実施ができている。

### 教訓・政策への反映・対応策

国際関係は、長期間にわたる交流等の積み重ねにより形成されるものであるため、今後も、これまで実施している国際交流や調査を効果的・効率的に実施するとともに、相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえ、我が国の優れた技術・経験を活用した国際協力の取組みを積極的に推進する。

### 備考

本政策は、非ODA事業を含む。



第8回アジア太平洋インフラ担当大臣会合  
(2010年10月, 東京)



第8回日ASEAN交通大臣会合  
(2010年11月, ハンダスリップガワン (ブルネイ))

## 政策等の内容

アジア地域等の途上国においては、経済発展に伴うエネルギー消費量の増加や公害の悪化に直面している。また、地球温暖化が深刻化する中、温室効果ガスの排出削減に取り組むことが国際社会の喫緊の課題となっている。一方、京都議定書においては、他国における排出削減量・吸収量を自国の削減約束達成に活用できる柔軟的措置の一つとして、クリーン開発メカニズム（CDM）が規定されている。

環境省では、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット（共通便益）型の事業をCDMの制度を利用して支援している。

## 評価結果の概要

### ◆総合評価

本事業は、途上国における環境汚染対策と温室効果ガス排出削減を同時に達成する事業として、平成20年度に開始した。平成22年度末には、タイにおけるエタノール工場の廃液からメタンガスを回収して発電用に活用する事業が完了した。同事業については、現在、事業の稼働状況のモニタリングが行われており、今後、事業から得られるクレジットの半分以上が日本政府の口座に移転される予定である。また、中国におけるセメント工場の余熱を回収し発電用に活用する事業は、平成23年度中の事業完了が見込まれている。これら事業を補助することにより、途上国の環境改善が図られるとともに、クレジット獲得による日本の温室効果ガス排出削減目標達成に貢献する。

### ◆必要性

温室効果ガスの排出削減対策を進めるためには、途上国の積極的な参加を促すことが不可欠である。2013年以降の国際的な枠組みへの合意に取り組むことと並行して、実際に途上国において排出削減対策を進めることが必要である。本事業は、途上国における環境汚染対策のみならず、温室効果ガスの排出削減を同時に実現する事業を支援し、普及させることを目的としており、本事業を通じて、途上国における温暖化対策への理解及び積極的な参加の推進が期待される。

### ◆有効性

平成22年度末に完了したタイにおける事業については、

プロジェクト期間内に計約20万トンの温室効果ガス削減効果が見込まれ、同時に、水質汚濁の改善が期待される。また、平成23年度中に完了予定の中国における事業についても、プロジェクト期間内に計約52万トンの温室効果ガス削減効果に加え、大気汚染の低減や現地雇用の創出といった効果が期待されている。さらに、中国における事業については、日本企業が確立した余熱発電技術を活用する予定であり、我が国の環境技術の海外展開に資することから、受益者・受給者双方にとって有効性が高い。

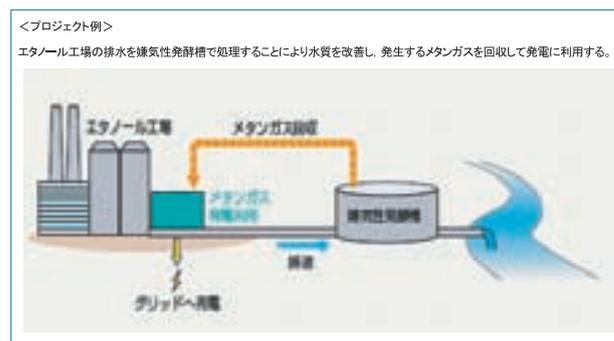
### ◆効率性

公募による補助対象事業の採択に当たり、有識者から成る検討会を開催し、助言を得ることにより、優良な案件を効率的に採択している。さらに、採択された事業の進捗管理に当たり、有識者から事業実施者に対して適切な助言を行うことにより、効果的な事業実施を図っている。

## 教訓・政策への反映・対応策

クレジット獲得に当たり、CDM理事会における方法論の承認が前提となることから、同理事会における審議状況如何によっては、補助事業の実施期間中に国連の承認手続きが完了せず、予定以上に事業実施に時間を要するリスクがある。

京都議定書の第一約束期間が2012年末に終了し、2013年以降の新たな市場メカニズムについては、現在も国際交渉で議論されている。CDMについては、制度の改善等が議論され、何らかの形で継続することが検討されている一方で、二国間市場メカニズム等を含む、新たな市場メカニズムの構築についても議論が進められており、国際交渉の動向に引き続き留意する。



[http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h21\\_jigo/jigo\\_sheet/5.pdf](http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h21_jigo/jigo_sheet/5.pdf)

### 政策等の内容

生物多様性国家戦略（第3次および2010）に基づき、自然環境保全のための施策の策定に必要な情報の収集・整備および国際的枠組みへの参加、途上国に対する支援等を行い、様々なレベルでの生物多様性の保全に寄与する。

### 評価結果の概要

◆第3次生物多様性国家戦略に沿って、具体的な施策や政策の策定のために必要となる生物多様性保全に関する国際的な検討の動向等の情報収集・解析を行った。また、平成22年3月に生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を策定した。

◆国際条約及びサンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組の適切な履行・推進及び自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進した。

◆平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)においては、議長国として他国への働きかけや円滑な議事運営に努めた結果、生物多様性に関する新たな目標（愛知目標）や遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の採択等の成果が得られた。

### 教訓・政策への反映・対応策

生物多様性国家戦略2010に掲げた基本戦略に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全の推進及び多様な主体の参画促進が必要である。また、COP10



COP10の様子（2010年10月、愛知県名古屋市）

で得られた成果の実現に向けて、国際的な非政府機関への拠出などを含む国内外の取組の推進が必要である。

### 備考

本施策は、一部にODA事業を含む。

「生物多様性国家戦略2010」の概要

<b>第1部：戦略</b>
生物多様性の重要性和理念
生物多様性の4つの危機
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人間活動や開発による危機</li> <li>• 里地里山における人間活動の縮小による危機</li> <li>• 人間により持ち込まれたものによる危機</li> <li>• 地球温暖化による危機</li> </ul>
中長期目標(2050年まで)
生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする。
短期目標（2020年まで）
生物多様性の損失を止めるために、 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大</li> <li>• 持続可能な利用</li> <li>• 社会活動への組み込み（生物多様性の主流化）</li> </ul>
【長期的視点】100年先を見据えたランドデザイン

概ね2012年度までの重点施策

4つの基本戦略
(I) 生物多様性を社会へ浸透させる。 (II) 地域における人と自然の関係を再構築する。 (III) 森・里・川・海のつながりを確保する。 (IV) 地球規模の視野を持って行動する。
第2部：行動計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 約720の具体的施策</li> <li>• 35の数値目標</li> </ul>